

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新居浜市長 石川 勝行

市町村名 (市町村コード)	新居浜市 (38205)
地域名 (地域内農業集落名)	垣生地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

垣生地区の耕作者の年齢構成は70代以上が中心であり、後継者不足が深刻となってきている。今後、担い手へ集積・集約していく必要があるが、農地を維持したいという意向の所有者が少なく、畦畔除去等の小規模整備でも前向きに進まない状況である。地区内の認定農業者は今後においても規模拡大の見込みがあるものの、トラクターが入れない農地や水の確保ができない等の条件が問題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

垣生地区の経営作目のメインは水稲であり、認定農業法人の1経営体は水稲の作業受託も行っており、地域の担い手として活動している。また、垣生山では果樹を栽培する認定新規就農者が耕作放棄地状態の農地を借り入れ、開墾・整備を進めている。認定農業者でなくても農地の受け手として営農できる農家がいるため、地域の農家も含めて担っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置づけられた農業者の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の状況を維持しつつ、担い手がいなくなった農地については、地域の農業者と認定農業者が担っていく。また、担い手ごとに農地を集約できるよう協議を続けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借が発生した際は、原則として農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で大区画化の具体的な要望はないが、今後の農地維持に向けては取り組んでいく必要がある。また、老朽化している用排水施設等の改修等の小規模な整備を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
垣生地区は、農家の減少、担い手の不足等が進んでいるため、後継者の確保、育成等が必要である。また、認定農業者だけでなく地域での話し合いにより、幅広い農家を担い手として地域の農業を守っていく。地域内の担い手のリタイアにより営農継続が困難となった場合、新たな地区外の担い手の確保等検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--